

議案第七九号

三朝町室課設置条例の一部を別紙のよう改正する
ものとする。

昭和三十六年十一月十八日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和三十六年十一月十八日原案可決

三朝町議會議長 矢田秀雄



三朝町室課設置条例の一部を改正する条例

三朝町室課設置条例(昭和三十四年三朝町条例第七号)の一部を
次のように改正する

第一条中 土木水道課の次に賦務課を加える

附 則

この条例は公布の日から施行する